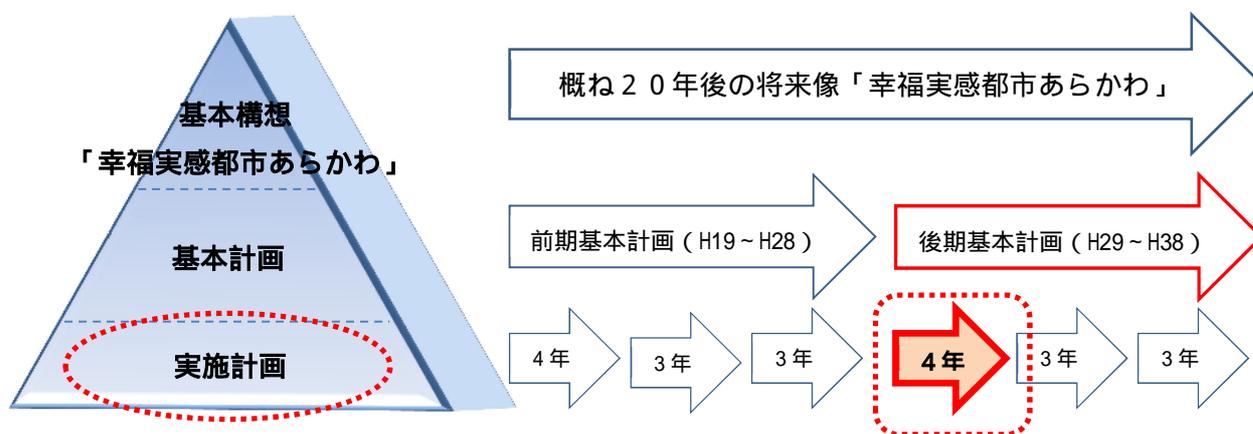


荒川区実施計画について



- 区では、平成 18 年度に「荒川区基本構想」(以下「基本構想」という。)を策定し、概ね 20 年後に区が目指すべき将来像として「幸福実感都市あらかわ」を掲げるとともに、基本構想を実現するための 10 年間の計画として「荒川区基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定しました。
- 平成 29 年 3 月末にて基本構想における前期 10 年間が終了し、前期基本計画(平成 18 年度～平成 28 年度)の計画期間が満了となることから、平成 29 年度から～平成 38 年度を計画期間とする基本計画の改定を行います。
- 本計画である「荒川区実施計画」(以下「実施計画」という。)は、基本計画が示す方向性を、具体的に推進していくための計画として位置付けており、基本計画の計画期間である平成 29 年度～平成 38 年度の 10 年間を、前期、中期、後期の 3 区分に分け、4 年ないし 3 年ごとに改定を行います。
- 今回策定する実施計画(平成 29 年度～平成 32 年度)は、基本計画の計画期間(平成 29 年度～平成 38 年度)の内、前期 4 年間に特に重点的に取り組む事業、取組方針、目標値等を示すものであり、本計画に位置づけた事業等を着実に推進することにより、「幸福実感都市あらかわ」の実現を目指します。